

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

路線名	深谷東松山線
供用開始の区間	熊谷市拾六間字芝付五七四番一七地先から 同市三ヶ尻字八幡二八八三番一地先まで
供用開始の期日	令和七年十一月二十一日
備考	令和七年十一月二十一日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長 告示第十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一六八・九メートル